

平成22年2月26日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～株式会社みずほ銀行で変額個人年金保険を販売開始～

新ねんきん便り

の発売について

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（10）

第一フロンティア生命保険株式会社（社長：高野 茂徳、以下「第一フロンティア生命」）は、平成22年3月1日より、株式会社みずほ銀行（頭取：西堀 利、以下「みずほ銀行」）において、**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（10）「新ねんきん便り」**を販売開始いたします。

「新ねんきん便り」は、運用期間満了時の年金原資額と運用期間中の死亡給付金額を最低保証しつつ、運用実績に応じて、その最低受取保証額がステップアップするしくみの変額個人年金保険です。

本商品の年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）の100％が最低保証されます。また、運用実績に応じて最低受取保証額が110％から5％ごとの額にステップアップする可能性があります。

ステップアップ保証率は契約日以後より毎日判定し、ステップアップした場合には郵送でお知らせします。ステップアップした最低受取保証額は、以後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

また、本商品の特別勘定は、運用環境に応じて「収益期待資産」と「短期金融資産」の比率を機動的に変更し、お客さまの大切なご資産をまもりながらふやすことをめざします。

第一フロンティア生命は、第一生命保険相互会社（社長：斎藤 勝利、以下「第一生命」）のグループ会社の一員として、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。

また、第一フロンティア生命は、第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に活かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

＊ 「新ねんきん便り」は、「年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（10）」に付された、みずほ銀行専用の販売名称です。

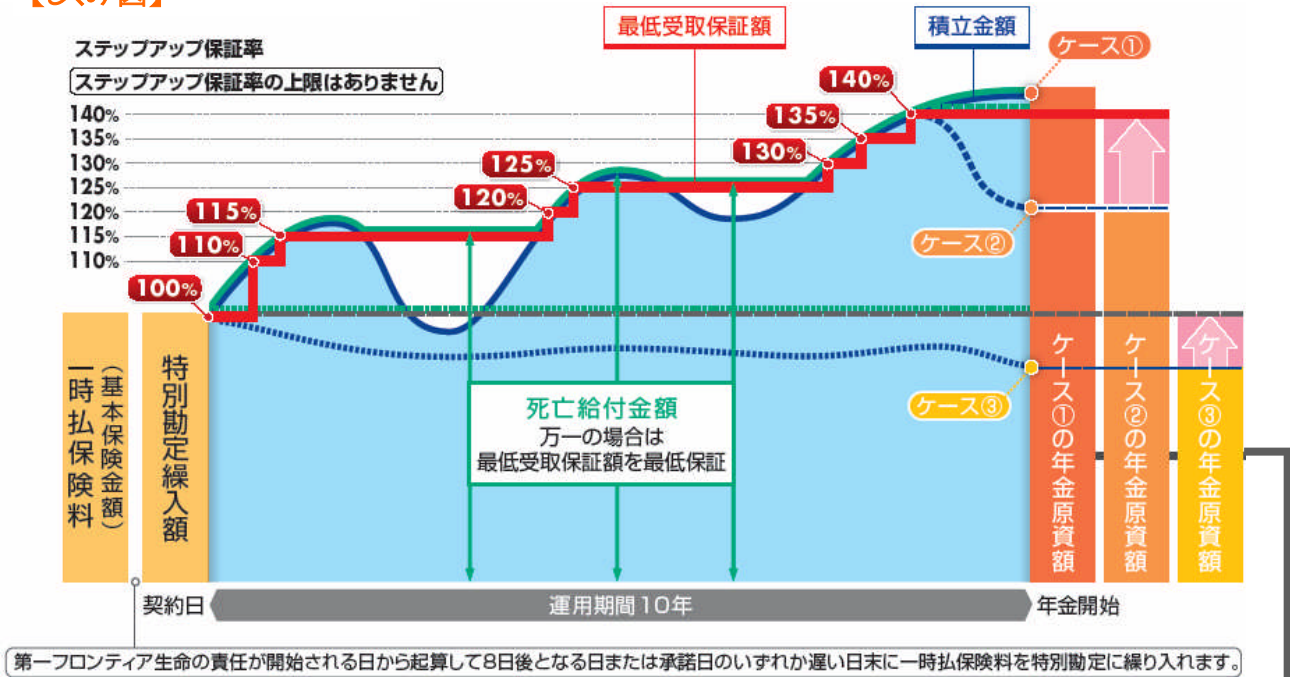
以上

新ねんきん便り

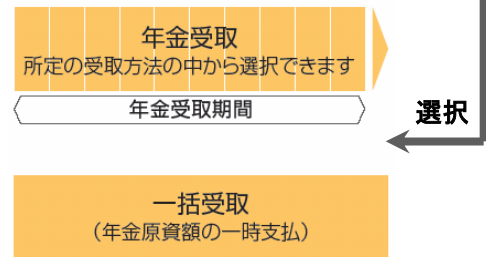
のしくみと特徴

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（10）

【しくみ図】



運用期間満了時の年金原資額	
ケース①	最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合 年金原資額＝積立金額
ケース②	最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合 年金原資額＝最低受取保証額
ケース③	最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合 年金原資額＝基本保険金額（一時払保険料相当額）



*最低受取保証額がステップアップした場合でも、運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には、最低受取保証はありません。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

1. 年金原資額の最低保証

- 運用期間満了時の年金原資額と運用期間中の死亡給付金額には最低受取保証があります。

運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には、最低受取保証はありません。

2. 最低受取保証額のステップアップ

- 基本保険金額（一時払保険料相当額）に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額が何度でもステップアップします。ステップアップした場合には郵送でお知らせします。
- ステップアップした最低受取保証額は、以後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

運用実績が思わしくなかった場合、最低受取保証額は、基本保険金額の100%の金額のまま、一度もステップアップしないことがあります。

3. 運用環境への機動的な対応

- 「収益期待資産」と「短期金融資産」の比率を機動的に変更し、大切なご資産をまもりながらふやすことをめざします。

特別勘定による運用では、価格変動リスクなど投資リスクがあり、そのリスクはご契約者に帰属します。
また、運用期間中、および年金支払開始日以後は、所定の費用がかかります。詳しくは「主なお取扱いについて」をご覧ください。

主なお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円以上 5 億円以下(1 万円単位)
契約年齢	0 歳～80 歳 (契約日における被保険者の満年齢)
運用期間	10 年のみ
年金種類	・確定年金(3～7 年・10 年・15 年・20 年・25 年・30 年・35 年・40 年) ・死亡時保証金額付終身年金 ・10 年保証期間付終身年金 ※年金の受取にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一括受取)もあります。
告知	ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
付加できる特約	・運用期間中年金支払移行特約 ・死亡給付金等の年金払特約
諸費用	この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から8年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。 <ご契約時> ・ご負担いただく費用はありません。 <運用期間中> ・保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して、年率 2.98% ・資産運用関係費:信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.1525%(税込み)程度 <解約・減額時>* 契約日から 8 年未満の解約・減額などの場合 ・基本保険金額に経過年数別の解約控除率(5.6～0.7%)を乗じた金額 <年金受取期間中> ・保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して 1.0%

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【主な投資リスク】

この保険は、実質的に国内外の株式・債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を大きく下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みに際しては、専用のパンフレット、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。